

川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例第29条の2 による市長への申出の運用に関する実施要領

(目的)

第1 この実施要領は、川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例（昭和49年条例第53号。以下「条例」という。）第29条の2による市長への申出の運用に関する必要事項を定めるものとする。

(書面の提出)

第2 川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第28条の2に規定する書面（以下「申出書」という。）の提出は、持参又は郵送とし、提出先は経済労働局産業政策部消費者行政センターとする。

(申出書の受理)

第3 申出書が次の要件を満たす場合には、受理するものとする。

- (1) 規則第28条の2に規定する事項が記載されていること。
 - (2) この条例に定める市若しくは市長の措置がとられていないこと、又は不適正な事業行為等その他この条例に違反する事業行為により、広く市民の消費生活に支障が生じるおそれがあると、一般的に考えられること。
 - (3) 消費生活の支障が、申出人個人にとどまらず、広く市民に及ぶ可能性があること。
- 2 受理に当たっては、広く市民の消費生活に支障が生じるおそれがあるとする事実を、確認するものとする。

(受理後の処理方法)

第4 市は、申出内容の事実の確認の有無を調査し、必要に応じて条例に基づく措置を行う。また、処理経過については、申出人に通知する。処理に相当な期間を要するものは、途中の段階においてもその状況を申出人に通知する。

2 申出内容及び処理経過について、川崎市消費者行政推進委員会に報告するものとする。

(情報提供)

第5 市民が、申出内容等の情報を提供されることにより、自主性をもった消費行動をとれるよう、広く市民に、次により情報を提供する。

(1) 情報提供の内容

申出の内容及び処理の経過等

(2) 情報提供の方法

ア 経済労働局産業政策部消費者行政センター発行の消費者行政に関連する定期刊行物に掲載する。

イ 必要に応じて、他の刊行物にも積極的に掲載を依頼する。

ウ 緊急かつ重要なものについては、報道機関への情報を提供する。

(3) 情報提供の時期

原則として、回答時点とする。

ただし、特に必要がある場合には、処理の途中の段階においても情報を提供する。

附 則

この実施要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成17年9月30日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成20年4月1日から施行する。